

吹田民主商工会 いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

民商のネットワークが

経営を承継する力になった



全商連経営対策交流会第7回オンライン講座が「商売も民商も次代につなげる」をテーマに開催され、事業を継承した3組から報告がありました。東日本大震災で被災した宮城の会員は特に仲間が助けになったとし、コロナ禍においても支援金や設備投資、様々なサポート役員からのアドバイスにより息子との仕事も衝突がなくなつたなど、民商で活動することで仲間同士での異業種のネットワークや助け合いが広がり、経営を続ける力になったと報告されました。本業は内装業だが仕事の幅が広がり、今では工務店のような営業になっていると話されていました。ダンボール製造業の方は事業を承継してはじめて経営分析から考えた報告。地場産業の漁業の規模が小さくなる現状と段ボール業界そのものの製造シエアを踏まえ、大企業の扱いが少なく価格競争になりにくい型の製造にシフトし、設備投資や働きやすい環境整備で営業を伸ばしたことを報告。そのうえで現状の課題なども話されていました。3名の報告のうち、全商連役員から定期総会後もオンラインの経営交流会を継続していくのでぜひ全国から参加してほしいと呼びかけがありました。

伝言板

定額減税学習と電帳法対策交流会

5月20日(月) 14時00分

5月21日(火) 19時00分

6月から始まる定額減税について学びます。特に従業員を雇用し源泉徴収を行う事業所は対応しなければいけませんので、ぜひご参加ください。

吹田事件の真相を語り、行政と議会に是正を求める市民集会

5月18日(土) 14時30分開会(14時開場)

吹田市立岸部市民センター多目的ホール

(JR岸辺駅南口から徒歩9分・阪急正雀駅徒歩2分)

問い合わせ先 shimin.suita@gmail.com 080-9126-1952

吹田民主商工会第61回定期総会

吹田商工協同組合第49回定期総代会

日時 6月28日(金) 19時00分(開場18時30分)

場所 吹田民商会館

代議員は各支部の定期総会で行ないます。参加していただける方は支部役員会にご連絡ください。

お買い物物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！

収支内訳書の提出依頼には

返還行動で意思を示そう

例年6月になると収支内訳書の提出を求める行政指導が税務署から送付されます。近年はインボイスの登録申請の郵送受付をセンター化させるなど業務の集中化をしているため、今年も同様に業務センターより送付されることが予想されます。届いた際には例年通り提出しないことを希望する会員で集まり返還行動を開催します。慌てて対応せず不安があれば民商までご連絡ください。

「収支内訳書」は1984年に国税通則法が改悪され法制化されました。「添付しなければならない」とされましたが、民商・全商連が中心となって短期間に60万人と17500団体の署名が集められるなど大きな反対運動により、罰則のない「訓示規定」となりました。また当時の参議院大蔵委員会では「記帳・記録保存及び確定申告書に添付する書面制度等に関しては、その内容方式等について納税者に過大な負担となることがないよう十分留意するとともに、適正な運用に努めること」と「付帯決議」がなされました。財務省令では収入については売上・賃貸料・家事消費・その他の収入の4科目、費用では売上原価・雇人費・外注工賃・減価償却費・貸倒金・地代家賃・利子割引料とそれ以外は「その他の経費」にまとめられました。しかし今の収支内訳書は「その他の経費」についても詳細な科目別の記載欄や売上先・仕入先・地代家賃・給与賃金など取引先・従業員の名称や取引金額などの記載欄まで設けられており、財務省令に反した様式を使用しています。

「書類の提出について」は例年、同じ文書になっていきます。収支内訳書の提出のお願いは「行政指導」とされていますが、行政指導については「行政手続法」で規定されています。その中の第32条(行政指導の一般原則)では「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるもの」とされ、その2項では「行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いはしてはならない」とされています。

「税務署では、(中略)調査を実施する場合があります」と記述されていますが、提出のお願いとは関連する記述はされていません。この「お願い」に応じることができないか納税者の意思に任されているものです。